

令和7年度 理事長努力賞

「障害者雇用優良事業所」及び 「優秀勤労障害者」の募集



概要

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」といいます。）千葉支部では、障害者を積極的に雇用し、かつ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に貢献した事業所（以下、「障害者雇用優良事業所」といいます。）及び模範的職業人として長期勤続する障害者（以下、「優秀勤労障害者」といいます。）に対して、その努力と功績を称え、これを広く一般に周知することにより、障害者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的として、機構理事長努力賞として表彰を行っております。

つきましては、ふさわしい事業所または働く障害者の方を募集いたします。

応募要件（千葉県内の事業所及び勤務する方に限ります）

(1) 障害者雇用優良事業所

障害者を積極的に雇用し、かつ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に貢献した事業所（国、地方公共団体及び特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第6号に規定する特殊法人をいう。）の事業所を除く。）で、次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する事業所。

この場合において、労務管理の適否、自らの責任による労働災害の有無、労働関係法令違反の有無等、優良事業所にふさわしい要件についても併せて考慮いたします。

（イ）障害の種類及び程度に応じた職務配置、職場改善等を行うことにより障害者の採用及び職場定着に積極的に努力している。

（ロ）当該事業所の属する企業が令和7年6月1日において障害者法定雇用率2.5%を達成している。

(2) 優秀勤労障害者※

就職している障害者で、その障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛され、同一の企業における勤続年数が3年以上の方。

●過去に機構理事長努力賞を受賞した事業所、勤労者の方は除きます。

応募方法

応募条件に該当し、応募を希望される場合、「障害者雇用優良事業所」につきましては「令和7年度障害者雇用優良事業所応募用紙(理事長努力賞)」を、「優秀勤労障害者」につきましては「令和7年度優秀勤労障害者応募用紙(理事長努力賞)」にご記入の上、**5月23日(金)【必着】**までに下記送付先あて電子メールにてご提出ください。
なお、優秀勤労障害者の応募は1法人につき1名までとさせていただきます。

●応募用紙は機構千葉支部高齢・障害者業務課までお問い合わせください。

選考方法等について

当支部で書類等選考の上、受賞候補として機構本部に推薦させていただきます。機構本部は各都道府県支部から推薦された候補のうちから受賞者を決定いたします。当支部が推薦した候補が推薦を受けることとなった場合には、その旨ご連絡いたします。**8月末**のご連絡を予定しています。

○留意事項(優秀勤労障害者)※

- (1) 優秀勤労障害者の応募には、勤務している事業所からの推薦が必要になります。対象者の方(障害者本人)に直接連絡することはありません。
- (2) 勤続年数は、令和7年6月1日を基準日として算定します(月数未満は切り捨て)。なお、対象となる方が、定年を迎えた後「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者雇用確保措置により再雇用されている方である場合は、定年前の勤続年数に再雇用での勤続年数を通算します。
- (3) 採用後に障害を有することになった者を対象とする場合、勤続年数は障害者手帳等の交付日を起算日として算定します。
- (4) 就労継続支援A型事業所の利用者は表彰対象となりません。ただし、就労継続支援A型事業所を運営する法人に「法人職員」として雇用されている方は対象となります。

○その他

- (1) いただいた個人情報等につきましては、当該表彰の審査・連絡のみに利用させていただきます。
- (2) 提出いただいた推薦用紙の内容につきましては、当支部より問い合わせをさせていただく場合があります。

○問い合わせ・応募先

〒263-0004
千葉市稲毛区六方町274番地
ポリテクセンター千葉内
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
千葉支部 高齢・障害者業務課
TEL 043-304-7730
E-mail : chiba-kosyo@jeed.go.jp